

学校法人京都成安学園役員報酬規程

制定日 平成 4年 2月 1日

最終改正施行日 令和 7年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都成安学園寄附行為第58条第1項の規定に基づき、学校法人京都成安学園（以下、「本法人」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬額の算定方法)

第2条 役員報酬の算定方法及び支給額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、理事会の決議により、無報酬若しくは減額して支給することができる。

(手当)

第3条 役員に対する手当については次の各号に掲げるとおりとし、その他の手当についてはこれを支給しない。

- (1) 管理職手当 学校法人京都成安学園管理運営規程（以下、「管理運営規程」という。）第8条第1項に定める本法人の職員である役員に対して、学校法人京都成安学園職員給与規程の定めに基づいて支給
- (2) 通勤手当 別表第2により支給

(報酬の支給方法)

第4条 役員報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の定めに関わらず、理事長は、支給日を別に定めることができる。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第4条の2 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(福利厚生)

第4条の3 役員に対する福利厚生は、別表第3のとおりとする。

(退職金の支給)

第5条 役員に対する退職金は、当該役員が、管理運営規程第8条第1項に定める本法人の職員として、学校法人京都成安学園退職金支給規程の定めに基づいて支給される退職金を除いて、これを支給しない。

(費用)

第6条 役員が出張した場合の旅費は、学校法人京都成安学園旅費規程に基づき支給する。

2 役員が、理事会及び評議員会以外の本法人で開催された会議等に出席した場合の旅費は、通勤手当としてこれを支給する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条の2 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

第6条の3 削除

(作成、備置き及び閲覧)

第6条の4 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かななければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第6条の5 本法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月7日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月28日から改正施行する。

附 則

- 1 別表を改正する。
- 2 この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2の定めに基づき、平成29年6月1日から改正施行する。

附 則

- 1 別表を改正する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 様式1を改正する。
- 2 この規程は、学校法人京都成安学園諸規程管理規程第9条の2の定めに基づき、令和5年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。
- 2 第6条の3を削除する。
- 3 大学長に対して支給する役員報酬について、現に令和7年4月1日に在任する大学長は、現任期満了等で退任するまでの間は、なお従前の規定によるものとする。
- 4 通勤手当について定めた第3条第2号については、理事会において支給することについての決議がなされるまでの間、これを適用しない。

別表第1（第2条関係）

1 理事基礎報酬

現に職員である理事を除く全理事に対して支給する。

年額	月額
1,200,000円	100,000円

2 役員職務報酬

役員に対して支給する。

役職名		常勤役員の役員職務報酬額		非常勤役員の役員職務報酬額	
		年額	月額	年額	月額
理事長	非専任職員	7,800,000円	650,000円	月額650,000円を上限として理事会において決議して決定。	
	専任職員	2,400,000円	200,000円		
専務理事 (代表業務執行理事)	非専任職員	7,200,000円	600,000円	1,200,000円	100,000円
	専任職員	1,200,000円	100,000円	—	—
常務理事 (業務執行理事)	非専任職員	6,600,000円	550,000円	—	—
	専任職員	480,000円	40,000円	—	—
大学長 (業務執行理事)	非専任職員	6,600,000円	550,000円	—	—
	専任職員	480,000円	40,000円	—	—
業務執行理事 (常務理事・大学長除く)	非専任職員	2,400,000円	200,000円	120,000円	10,000円
	専任職員	480,000円	40,000円	—	—
非業務執行理事	非専任職員	—	—	—	—
	専任職員	—	—	—	—
監事		2,400,000円	200,000円	1,800,000円	150,000円

注1 大学長と他の役職が支給対象となる場合（大学長と理事長との兼務、大学長と専務理事との兼務）は、いずれか高額の役員職務報酬を支給する。

注2 理事長について、現に専任職員でない理事長の役員職務報酬は、理事会の決議により、月額200,000円を上限として加算することができるものとする。これは、理事長が大学長を兼務する場合についても適用するものとする。

注3 大学長について、現に専任職員でない大学長の役員職務報酬は、理事会の決議により、月額200,000円を上限として加算することができるものとする。

注4 役員職務報酬は、理事会の決議により規定の額よりも減額して支給することができるものとする。

3 役員報酬月額の算定方法

役員報酬月額は、第4条第2項に基づいて理事長が別に定める場合を除いて、年額を12月で除した金額とする。但し、端数が生じる場合は、最終支給月で調整するものとする。

別表第2（第3条関係）

通勤手当については、次のとおりとする。ただし、いずれの場合も1か月の合計額の上限を60,000円とする。

- (1) 通勤距離が2km以上で、公共交通機関の利用を常例としている者については、6か月定期券相当額若しくは実費のいずれか低額の方を役員報酬の支払日若しくは翌月の役員報酬の支払日に支給するものとし、その基準は次のとおりとする。
- (ア) 1km未満の乗り継ぎは支給しない。
- (イ) 乗り継ぎ交通機関については実態による申告制とし、原則として経済的かつ合理的な判断によって通勤手当支給の基準となる交通機関は法人本部長（法人本部長が対象者である場合は理事長。以下、同じ。）がこれを定める。
- (ウ) 特別急行料金等料金の支払いを要する新幹線を含む鉄道及び路線バス（以下、「料金の支払いを要する鉄道等」という。）の料金については、原則として支給しない。ただし、遠距離通勤をする者について、法人本部長が料金の支払いを要する鉄道等の利用が運賃、料金、時間及び距離等の事情に照らして最も合理的な経路及び方法であると認めるときは、当該料金を支給する。
- (2) 通勤距離が2km以上で、自動車等の利用を常例としている者については、次の基準による通勤手当の6か月毎の支給若しくは理事長が別に定める支給対象日数と次の基準により算出した支給日額に基づく額のいずれか低額の方を役員報酬の支払日若しくは翌月の役員報酬の支払日に支給するものとする。なお、原則として経済的かつ合理的な判断によって、通勤手当支給の基準となる交通経路は法人本部長がこれを定める。

片道の距離		1か月の支給額
2 km 以上	5 km 未満	2, 0 0 0 円
5 km 以上	1 0 km 未満	4, 1 0 0 円
1 0 km 以上	1 5 km 未満	6, 5 0 0 円
1 5 km 以上	2 0 km 未満	8, 9 0 0 円
2 0 km 以上	2 5 km 未満	1 1, 3 0 0 円
2 5 km 以上	3 0 km 未満	1 3, 7 0 0 円
3 0 km 以上	3 5 km 未満	1 6, 1 0 0 円
3 5 km 以上	4 0 km 未満	1 8, 5 0 0 円
4 0 km 以上	4 5 km 未満	2 0, 9 0 0 円
4 5 km 以上	5 0 km 未満	2 1, 8 0 0 円
5 0 km 以上	5 5 km 未満	2 2, 7 0 0 円
5 5 km 以上	6 0 km 未満	2 3, 6 0 0 円
6 0 km 以上		2 4, 5 0 0 円

- (3) 通勤のため自転車を利用する者については、片道10km未満について（2）に準じて通勤手

当を支給する。原則として経済的かつ合理的な判断によって通勤手当支給の基準となる交通機関は法人本部長がこれを定める。

別表第3（第4条の3条関係）

役職名		私学共済等加入
理事長	非職員	私学共済等規定による
	専任職員	職員で加入
専務理事	非職員	私学共済等規定による
	専任職員	職員で加入
常務理事	非職員	私学共済等規定による
	専任職員	職員で加入
大学長	非職員	私学共済等規定による
	専任職員	職員で加入
理事	非職員	私学共済等規定による
	専任職員	職員で加入
監事	非常勤	私学共済等規定による
	常勤	私学共済等規定による